令和７年度　大田区
私立認可保育所の指導検査

運営管理編

大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

令和７年度の重点項目

ア　職員の確保及び処遇

（ア）　職員配置基準に定める職員が確保されているか。

（イ）　労働環境や労働条件が適切か。

（ウ）　職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

（エ）　処遇改善等に関する体制の整備周知が適切に行われているか。

イ　安全計画に基づく災害対策、安全確保

（ア）　安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか。

（イ）　避難訓練と消火訓練を毎月実施しているか。

（ウ）　不審者対策訓練、水害対策の訓練等を適切に実施しているか。

（エ）　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

ウ　適正な情報提供・情報開示

（ア）　運営規程・重要事項説明等を適切に定めているか。

（イ）　必要な情報を適切な方法で周知しているか。

エ　利用者の人権の擁護、虐待の防止

（ア）　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。

（イ）　児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。

運　営　編

１　令和７年度からの変更・追加点について
２　運営規程及び重要事項について
３　苦情解決の仕組みについて
４　職員配置
５　防火訓練等について
６　災害対策関連について
７　安全確保について
８　公定価格における主な加算等の状況
９　法外援護費について

１-１ 令和７年度からの変更・追加点について①

１歳児配置改善加算の追加（公定価格）

１歳児
６：１

→

１歳児
５：１

★POINT★
・年齢別配置基準のうち、１歳児に係る保育士配置基準を１歳児５人につき１人により実施し、以下の要件を満たす施設に加算する。

⑴処遇改善等加算の区分１、区分２及び区分３のいずれも取得していること。

⑵業務においてICTの活用を進めており、①及び②～④のいずれか１つの機能以上の機器を導入し活用していること。
①園児の登園及び降園の管理に関する機能
②保育に係る計画・記録に関する機能（注）職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること
③保護者との連絡に関する機能（注）ICTを介さない個別メール・アプリにより連絡を行っている場合を除く
④キャッシュレス決裁に関する機能

⑶ 「職員１人当たりの平均経験年数」が10年以上であること（計算方法は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月11日こ成保２９６）による）。

［根拠法令等］「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙３ Ⅲ

1-2 令和７年度からの変更・追加点について②

処遇改善等加算の一本化について

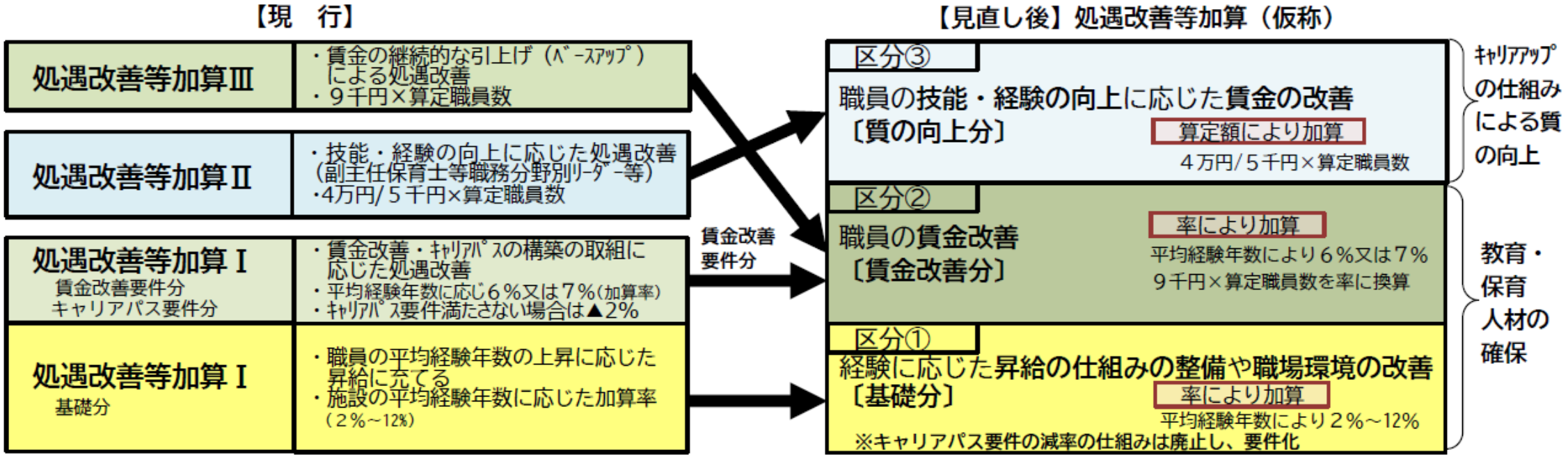

出典：2025年３月４日　第９回子ども･子育て支援等分科会　資料５

★POINT★
- 令和７年度の申請分から適用
- 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲが、区分①～③へと一本化された
- 処遇改善等加算Ⅰの基礎分は区分①〔基礎分〕となり、キャリアパス要件が支給の要件となった
- 処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分と処遇改善等加算Ⅲが区分②〔賃金改善分〕となった
- 処遇改善等加算Ⅱが区分③〔質の向上分〕となった

［根拠法令等］「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」

１-３ 令和７年度からの変更・追加点について③

育児・介護休業法 改正ポイント（令和６年法律第42号）

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

令和7年4月１日施行

①子の看護休暇の見直し　対象児童：小学校3年生まで
（子の看護等休暇へ）　取得事由：学級閉鎖・卒園式等でも使用可能に
対象労働者の要件緩和
②残業免除の対象拡大　小学校就学前の子を養育する者
③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加
④介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
⑤介護離職防止のための雇用環境整備
⑥介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

令和7年10月１日施行

⑦柔軟な働き方を実現するための措置等
⑧仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

★POINT★
・①②③④⑦は就業規則等の見直し対象。
・制度設計は人事担当が行う場合でも、施設長は職員が育児・介護の状況を把握し、適切な制度を案内出来るようにしてください。

［根拠法令等］
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第16条の2、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第21条第4項、第22条、第24条他

1-4 令和７年度からの変更・追加点について④

児童福祉法改正ポイント（令和７年法律第29号）

保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備等　　令和７年10月１日施行

○ **保育所等の職員による虐待について、**児童福祉法等を改正し、**下記の規定を設ける。**

- 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- 都道府県による虐待の状況等の公表

○ **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

★POINT★

①こども家庭庁の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」（令和５年５月）を参考に虐待等の防止に取り組むこと。

②各自治体が、不適切保育の相談窓口を順次設置している。本年10月からは、保育所等の職員による虐待を発見した者が自治体に通報する義務が法制化されるため、職員に周知すること。

［根拠法令等］
「児童福祉法」第33条の10、第33条の12他

2-1 運営規程及び重要事項について

観　点	基本的な考え方
・保育所運営規程を適切に定めているか。	保育所は次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を園則として定めておかなければならない。なお、全部又は一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている規程を示せば足りる。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から支払を受ける費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪保育所の運営に関する重要事項

★POINT★

・⑪保育所の運営に関する重要事項には、「苦情解決の仕組み」「個人情報の取り扱い」を含むこと。

［根拠法令等］「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第16条
「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第20条

2-2 運営規程及び重要事項について

観　点	基本的な考え方
・利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。	特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
・重要事項の掲示・インターネット上での公表がなされているか。 ・掲示されている内容は適切であるか。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

★POINT★
- 全ての利用申込者の同意を得ているか確認すること。
- 重要事項は「掲示」することとあるため、壁などへの貼り付けを原則とすること。
- 重要事項は「自動公衆送信により公衆の閲覧に供する」とあるため、インターネット上で公表すること。

［根拠法令等］
「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第５条、第23条

３　苦情解決の仕組みについて

観　点	基本的な考え方
・苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 ・施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。	社会福祉施設の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならない。利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、利用者の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかなければならない。 なお、第三者委員は複数選任が望ましい。
・苦情の内容を記録しているか。	特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

★POINT★
- 苦情解決の仕組みを作り、利用者へ周知を図ること（文書の配布だけでなく施設内への掲示も行うこと）。
- 第三者委員は複数選任できるよう取り組むこと。

［根拠法令等］
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第30条

４　職員配置（常勤職員の定義）

観　点	基本的な考え方
職員配置は適正に行われているか。	‹常勤の保育士の定義› ①期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、１年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ②労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること。 ③勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達している、又は１日６時間以上かつ月20日以上常態的に勤務していること。 ④当該保育所を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。 ⑤事業主と直接労働契約を締結していること。

★POINT★

- 常勤の保育士は事業主と直接労働契約を締結している必要があることから、派遣職員は常勤保育士に該当しない。
- 就業規則や雇用契約等で定める勤務時間数等が要綱に規定する勤務時間等を下回る場合は、契約上は常勤でも、常勤の保育士には該当しない。
- 同一の施設内で1年以上継続的に勤務することを予定していない職員は、常勤の保育士とは認められない。

※年度途中の採用でも労働契約上、１年以上の契約を結ばれているか確認します。

［根拠法令等］
「民間保育所に対する運営費実施要綱」第2条⑶、「保育所設置認可等事務取扱要綱」第２の４⑴ア(ウ)
「東京都における常勤保育士の定義と本区における取扱いについて（通知）」

5-1　防災訓練等について

各訓練の頻度

項目	頻度	注意点
避 難 訓 練	毎　月	・図上訓練のみは避難訓練とならない。必ず<u>児童が参加し</u>避難行動を伴うこと。 ・屋外への避難を基本とすること。 ・火災だけでなく、地震を想定した訓練も行うこと。 【根拠法令】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条
消 火 訓 練	毎　月	・火元を設定して行うこと。 ・初期消火態勢をとることが必要。（設置場所や火元確認のみでは消火訓練に該当しない。実施記録を残すこと。） 【根拠法令】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条
引渡し訓練	<u>年</u>１回以上	【根拠法令】保育所保育指針第3章４（２）ウ
通報訓練	消防計画に定めた回数	【根拠法令】「消防法施行令」第3条の2第2項

★POINT★
- 消火訓練、避難訓練は必ず毎月実施すること。
- 消火訓練の記録は、少なくとも「出火場所」「誰が」「どのように」消火体制をとったのか記録すること。
- 避難訓練は避難先を屋外とすること。なお、天候等により避難口や１階スペース等までの避難とすることまでは妨げない。
- 避難訓練と消火訓練を実施する場合は、あらかじめ消防機関に実施する旨を通報すること。通報を電子申請で行う場合、記録として「申請基本情報」と「申請内容」のページを後日確認できるよう保存しておいてください。

5-2　防災訓練等について

防災訓練等の違反事例

・4月は新入園児が多く、児童の避難行動を伴わない避難訓練を行った。

・延長保育体制での避難訓練を実施しようとしたが、保護者のお迎えが早 まり、児童のいない状況での訓練となった。

・園外保育中の訓練で、避難訓練のみ行い、消火訓練を失念した。

・園舎内火災を想定した訓練を実施したが、全園児が園外活動中のため職員のみで訓練を実施した。

・火元の設定などを行わず、消火器の使い方の確認のみ行った。

・不審者対策の避難訓練を実施したが、災害対策の避難訓練ではなかった。

6-1　災害対策関連について

観　点	基本的な考え方
・防火管理者を選任し、届出ているか。また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。（略）
・消防計画を作成しているか。	消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第３条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。
・事業所防災計画や時差退社計画を作成し、消防計画に定めているか。	事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。

★POINT★
- 消防計画の内容は、最新のものとなるよう定期的に見直すこと。
- 事業所防災計画の内容には時差退社計画を定めること。時差退社計画は最新のものを備えておくこと。

［根拠法令等］
「消防法」第8条
「消防法施行規則」第3条の2
「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第1項
「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」

6-2　災害対策関連について

保安設備の点検

観　点	基本的な考え方
・消防設備等の点検及び報告をしているか。 ・消防設備等の自主点検をしているか。	児童福祉施設においては、消火器等の消火器具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。

★POINT★
- 機器点検と総合点検の結果報告書は保管しておく。
- 点検業者による機器点検と総合点検に加え、防火管理者が行う自主点検を消防計画に定められた頻度と様式で行うこと。

［根拠法令等］「消防法」第17条の３の３、「消防法施行令」第3条の2

観　点	基本的な考え方
・カーテン、絨毯等は防炎性能を有しているか。	保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防炎処理を施されたものを使用しなければならない。

★POINT★
- 保育所で使用している、カーテン、じゅうたん、連結マット等は防炎性能を有しているものを使用すること。
- じゅうたんは、概ね２平方メートル以下のものは対象外である。（参照：「防炎の知識と実際」消防庁）
- カーテンは下げ丈がおおむね１メートル以下のものは防炎規制の対象外とされている。

［根拠法令等］「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第14条第1項第8号、「消防法」第8条の3
「消防法施行令」第4条の3、「消防法施行規則」第4条の3

6-3　災害対策関連について

水害時避難確保計画の作成

観　点	基本的な考え方
・避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。 ・避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を行うとともに、その結果を区長に報告しているか。	大田区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。 大田区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を行うとともに、その結果を区長に報告しなければならない。

★POINT★
- 避難確保計画に沿って避難訓練を実施すること。
- 区への報告、提出を行うこと。

［根拠法令等］
「水防法」第15条の3第5項
「土砂災害防止法」第8条の2第5項

7-1 安全確保について

安全計画の策定

観　点	基本的な考え方
・安全計画を策定しているか。 ・研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	保育所は、児童の安全を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する保育所外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する、指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。 策定した安全計画について保育所は職員に周知し、研修や訓練を定期的に実施しなければならない。 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者等に対し、保育所での安全計画に基づく取り組み内容等を周知しなければならない。 保育所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

★POINT★
- 安全計画に基づく取組の内容だけでなく、安全計画自体も保護者への周知をお願いします。
- 安全計画の内容については、定期的な見直しをお願いいたします。

［根拠法令等］「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の３

7-2 安全確保について

安全計画に定める訓練の実施について

項目	頻度	注意点
不審者対策訓練	年１回以上	・不審者訓練は防災訓練とは異なるため、別途避難訓練及び消火訓練を実施する必要がある。 ・不審者対策訓練は実地訓練が望ましいとしているが、講習会等の形式であっても可。 ・訓練の記録を残すこと。 【根拠法令】「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日　雇児総発第402号）
救急対応訓練	年１回以上	・AEDやエピペンの使用、心肺蘇生法などの救急対応の実技講習を定期的に受けたり、保育所内で訓練を実施すること。 ・119番など、救命措置の通報訓練を行うこと。 ・訓練の記録を残すこと。 【根拠法令】「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条の３

★POINT★

・訓練内容については、国の事務連絡である「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参考にすること。

7-3　安全確保について

観　点	基本的な考え方
・構造設備に危険な箇所はないか。	児童福祉施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。
・安全対策について、必要な措置を講じているか。	法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

★POINT★
- 児童の口に入る大きさの磁石等、誤飲防止がなされていること。
- 棚の上の物や、ピアノや空気清浄機等の転落・転倒防止がなされていること。
- 物置や倉庫等の鍵は戸締りをし、児童の見失い事故防止がなされていること。
- 電源コードなどが垂れ下がらないよう、児童の事故防止の対策がなされていること。
- エレベーターなどに児童が1人で近づかないよう、対策がなされていること。
- 汚物槽は蓋をして管理し、衛生管理・事故防止がなされていること。

［根拠法令等］
「東京都保育所設備・運営基準解説」
「教育・保育施設等における事故防止の対応のためのガイドライン」

８－１ 公定価格における主な加算等の状況

施設長について

施設長は、公定価格の基本分単価に含まれる職員となります。
施設長を配置していない場合は、指導事項となります。

★POINT★
・常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従する必要がある。
・緊急対応以外で、保育に入る（例えば、早番シフトで必要保育士数の１人として勤務）ことは施設長が専任しているとはみなすことができない。

［根拠法令等］「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」　別紙２　Ⅱ　１．（２）（イ）ⅰ

主任保育士専任加算について

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士を配置し、特別保育事業（※１）を複数実施する施設に加算する。
（※1）特別保育事業は以下のとおり
⑴延長保育事業　⑵一時預かり事業（一般型）　⑶病児保育事業　⑷乳児が３人以上利用している施設
⑸障害児が１人以上利用している施設　⑹災害等により保育が提供できない状況を想定した取り組みを実施している

★POINT★
・当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。
・主任保育士がクラス担当を兼務することは適切ではなく、代理で行う場合であっても、１月を超えて兼務が継続している場合、加算は適用されないこと。
・緊急対応以外で、保育に入る（例えば早番で必要保育士数の１人として勤務）ことは専任しているとはみなすことができない。

［根拠法令等］「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」　別紙２　Ⅵ　１．

８－２　公定価格における主な加算等の状況

処遇改善等加算　区分１

観　点	基本的な考え方
・要件に掲げる事項を全ての職員（非常勤職員及び法人の役員等を兼務している職員を含む）に周知していること。 ・就業規則等において、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及び賃金体系を定めているか。 ・資質向上の目標を具体的に計画しているか。 ・計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、フィードバックを行っているか。 ・資格取得のための支援を実施しているか。	当該施設・事業所の取組が次の⑴及び⑵のいずれにも適合すること又は区分３の適用を受けていること（以下、「キャリアパス要件」という。）。 ⑴ 次のア及びイに掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。 ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。 イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。 ⑵ 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。 イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。

【根拠法令等】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」第２の１

８－３　公定価格における主な加算等の状況

処遇改善等加算　区分３

観　点	基本的な考え方
・副主任保育士等や職務分野別リーダーが、職位の発令や職務命令を受けており、かつ、経験年数や研修要件を満たしているか。 ・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知しているか。 ・個別の職員に対する賃金の改善額は、要件を満たしているか。	加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 ⑴次に掲げる職員が少なくとも合計１人以上いること。 ⅰ副主任保育士等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう） ａ副主任保育士・専門リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。 ｂ概ね７年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修を修了していること。 ⅱ 職務分野別リーダー等（次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう） ａ 職務分野別リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。 ｂ 概ね３年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野（若手リーダー又はこれに相当する職位については、これに準ずる分野や園運営に関する連絡調整等）を担当するとともに、別に定める研修を修了していること。 ⅲ 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・専門リーダーを対象とした別に定める研修を修了している者 ⑵次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。 ⅰ副主任保育士等　月額４万円を超えないものとする。 ⅱ職務分野別リーダー等　原則として月額５千円。ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額５千円以上４万円未満とすることができる。

【根拠法令等】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」第２の３

９－１ 法外援護費について

法外援護費算定上の常勤職員の定義

観　点	基本的な考え方
・常勤・非常勤の取り扱いが適正になされているか。	（1）常勤 　要綱第2条（3）に掲げる常勤で、かつ、当該事業所において、最も優遇された雇用形態（通常、「正社員」等と呼称されるもの）にあり、当該事業所における最大所定労働時間を設定される者。なお、以下の場合は、第2条（3）に掲げる常勤の定義に該当するか否かに関わらず、非常勤として取り扱うため注意すること。 （ア）上記に該当しない場合 （イ）最も優遇された雇用形態に属してあっても、賃金規程等の適用に明らかな差異がある場合 （ウ）給与形態が時給の場合 （エ）その他、他の常勤との処遇に著しい差があり、その他の常勤と同一に扱うことが適切でないと区長が判断する場合 　ただし、「正社員」等のうち就業規則上保障された育児・介護のための部分休業を取得するために、一時的に最大所定労働時間を満たさない場合や、契約社員のうち契約期間以外の労働条件は「正社員」等と相違ない場合、その他区長が認める場合については、この限りでない。 なお、日々の運用上の職員配置に係る常勤の判断に際しては、要綱第2条（3）に掲げる要件を満たせば足りるものとする。

［根拠法令等］「民間保育所に対する運営費実施要綱」別記13の８

９－２ 法外援護費について

法外援護費算定上の非常勤職員の定義

観　点	基本的な考え方
・常勤・非常勤の取り扱いが適正になされているか。	（2）非常勤 上記（1）常勤に規定する以外の者。なお、区加算職員（非常勤）として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも80時間以上、施設独自保育士加算対象者として特定する場合は、月の所定労働時間を少なくとも40時間以上確保すること。

No	項　　目	必要な所定労働時間
1	1歳児園保健師等配置費加算（非常勤保健師等）	月80時間以上
2	給食調理員加算　　（非常勤調理員）	月80時間以上
3	11時間開所保育対策費　（非常勤保育士）	月80時間以上
4	11時間開所保育対策費　（施設独自保育士）	月40時間以上

★POINT★
・区に提出する「在籍職員名簿」に記載している所定労働時間と実際の勤務実績に大幅な乖離がある場合は、指導事項となる。

［根拠法令等］「民間保育所に対する運営費実施要綱」別記13の８

９－３　法外援護費について（加算項目）

	項目	支給対象経費
１	零歳児保育特別対策事業費	零歳児保育内容の充実に要する経費（零歳児保健師等配置加算、零歳児調理員加算、零歳児嘱託医加算）
２	１１時間開所保育対策費	１１時間開所保育内容の充実に要する経費（１１時間保育士加算、施設独自保育士加算）
３	保育所対策事業費	１歳児加算、民間施設充実保育士加算、民間施設非常勤職員賃金加算
４	延長保育保育士費	延長保育実施保育所に常勤保育士を配置する経費